

議案第 5 6 号

杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 3 0 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
 教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和 6 年第 4 回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年11月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「承認又は」を「承認、」に改め、「による介護時間の承認」の次に「又は勤務時間条例第16条の2の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

第2条 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項及び第2項中「並びに次条第1項及び第3項並びに」を「、次条第1項及び第3項、」に、「において同じ」を「並びに第16条の2の2第1項において同じ」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第16条の2の2 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が、当該職員の子であつて、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳（規則で定める場合にあつては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第3条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「並びに次条第1項及び第3項並びに」を「、次条第1項及び第3項、」に、「において同じ」を「並びに第18条の2の2第1項において同じ」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の2の2 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が、当該職員の子であって、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳（教育委員会規則で定める場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第4条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「並びに次条第1項及び第3項並びに」を「、次条第1項及び第3項、」に、「において同じ」を「並びに第19条の2の2第1項において同じ」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第19条の2の2 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が、当該職員の子であって、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳（教育委員会規則で定める場合にあっては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て

て部分休暇を承認するものとする。

- 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

子育て部分休暇を制度化する必要がある。

杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正（杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（部分休業の承認） 第 1 5 条 略 2 勤務時間条例第 1 5 条第 1 項、学校教育職員勤務時間条例第 1 8 条第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 7 条第 1 項の規定による育児時間の承認、<u>勤務時間条例第 1 6 条の 2 第 1 項、学校教育職員勤務時間条例第 1 9 条の 2 第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 8 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認又は勤務時間条例第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項、学校教育職員勤務時間条例第 1 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による子育て部分休暇の承認</u>を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職	（部分休業の承認） 第 1 5 条 略 2 勤務時間条例第 1 5 条第 1 項、学校教育職員勤務時間条例第 1 8 条第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 7 条第 1 項の規定による育児時間の承認又は勤務時間条例第 1 6 条の 2 第 1 項、学校教育職員勤務時間条例第 1 9 条の 2 第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 8 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認_____ _____ _____ _____ _____ _____を受けて けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間<u>又は当該介護時間</u>_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職

員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第 1 8 条第 2 項の規定に基づく規則又は杉並区教育委員会規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第 1 8 条第 2 項の規定に基づく規則又は杉並区教育委員会規則の規定による育児時間又は介護時間_____の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 4 5 分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第 2 条による改正（杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第 9 条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第 9 条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が

裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第9条の4第1項及び第3項並びに第16条の2の2第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で

裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で

定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者（第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第9条の4第1項及び第3項並びに第16条の2の2第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同

定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者（第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ
_____。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同

様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(子育て部分休暇)

第16条の2の2 任命権者は、職員

(育児短時間勤務職員等を除く。)

が、当該職員の子であって、満6歳に

様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

達する日後の最初の４月１日から満１
 ２歳（規則で定める場合にあつては、
 満１８歳）に達する日以後の最初の３
 月３１日までの間にあるものを養育す
 るため、１日の勤務時間の一部につい
 て勤務しないことが相当であると認め
 られる場合における休暇として、子育
 て部分休暇を承認するものとする。

２ 子育て部分休暇に関しその期間その
 他の必要な事項は、人事委員会の承認
 を得て、規則で定める。

第３条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第１１条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第１１条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定

により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第11条の3第1項及び第3項並びに第18条の2の2第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合

により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合

を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ

_____。）」のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向

が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、教育委員会規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(子育て部分休暇)

第18条の2の2 教育委員会は、職員

(育児短時間勤務職員等を除く。)

が、当該職員の子であって、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳(教育委員会規則で定める場合に

が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、教育委員会規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

あつては、満 18 歳）に達する日以後
の最初の 3 月 31 日までの間にあるも
のを養育するため、1 日の勤務時間の
一部について勤務しないことが相当で
あると認められる場合における休暇と
して、子育て部分休暇を承認するもの
とする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その
他の必要な事項は、人事委員会の承認
を得て、教育委員会規則で定める。

第 4 条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第 11 条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定す	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第 11 条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定す

る養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、<u>次条第1項及び第3項、</u>第12条第1項及び第3項並びに第19条の2の2第1項において同じ。)を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)における勤務をさせてはならない。	る養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項<u>並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ</u>_____。)を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)における勤務をさせてはならない。
2 前項の規定は、配偶者若しくはパー	2 前項の規定は、配偶者若しくはパー

トナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項、第12条第1項及び第3項並びに第19条の2の2第1項において同じ。）を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性

トナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。）を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性

に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(子育て部分休暇)

第19条の2の2 教育委員会は、職員
(育児短時間勤務職員等を除く。)
が、当該職員の子であって、満6歳に
達する日後の最初の4月1日から満1
2歳(教育委員会規則で定める場合に
あつては、満18歳)に達する日以後
の最初の3月31日までの間にあるも
のを養育するため、1日の勤務時間の
一部について勤務しないことが相当で
あると認められる場合における休暇と
して、子育て部分休暇を承認するもの
とする。

に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

2 子育て部分休暇に関しその期間その
他の必要な事項は、人事委員会の承認
を得て、教育委員会規則で定める。